

第1章 計画策定の基本事項

1 計画策定の背景と目的

阿波市は、平成17年4月に旧吉野町・土成町・市場町・阿波町が合併し発足しました。

本市は、徳島県の中央北部に位置し、北部の県境には讃岐（阿讃）山脈の緑豊かな山地を有し、南部は吉野川北岸の平野部に市街地を形成しています。

自然に恵まれ、郷土愛と奉仕精神あふれる人が住み、温暖な気候と肥沃な土地を生かし高品質な農畜産物を供給する県下有数の農業のまちとして発展してきました。

本市では、「第1次阿波市総合計画「わたしの阿波未来プラン」（平成19年度～平成28年度）、「第2次阿波市総合計画「かがやく」わたしの阿波未来プラン2017（H29）年度～2026（H38）」を最上位計画として策定しました。

この総合計画において、

「環境重視の特色あるまちづくりを総合的、計画的に進めるため、全市的な環境保全の指針となる環境基本計画の策定を図ります。」

と、環境基本計画の策定について検討することとなりました。

現在は、大量生産、大量消費のライフスタイルとなり「生活型公害」と「廃棄物公害」による地域環境問題と、地球温暖化、自然災害などの地球環境問題になっています。環境に対する市民の要求は多様化し、かつ高度なものになってきており、本市が直面している環境問題に的確・迅速に対応していかなければなりません。

このような環境問題の対応に、従来の法令等による規制だけでなく、ライフスタイルの見直しと問題提起しなければなりません。

また、地域事情に沿った具体的な目標や、市民・事業者・市のパートナーシップで取り組む行動指針を定め、豊かな自然が息づくまちとしての特性を踏まえ、環境保全を重視した生活環境の整備を図り、市民がずっと住みたくなる環境づくり、そして市外の人々が移住したくなる環境づくりを進める必要があります。

本市では、健全な地域環境や地球環境を将来の世代に引き継ぐため、平成17年4月1日から「阿波市環境基本条例」を施行しました。

本計画は、「阿波市環境基本条例」の基本理念に基づき、市民、事業者及び本市がそれぞれの立場で、または協働して環境の保全に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能なまちづくりを実現するため、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進を目的とします。

2 計画の位置づけ

平成5年に「公害対策基本法」と「自然環境保全法」が統合され、「環境基本法」が制定されました。この中に、国の環境基本計画の策定が規定されており、国は平成6年12月に初めて「環境基本計画」を策定し、以後、定期的に見直しを行っています。

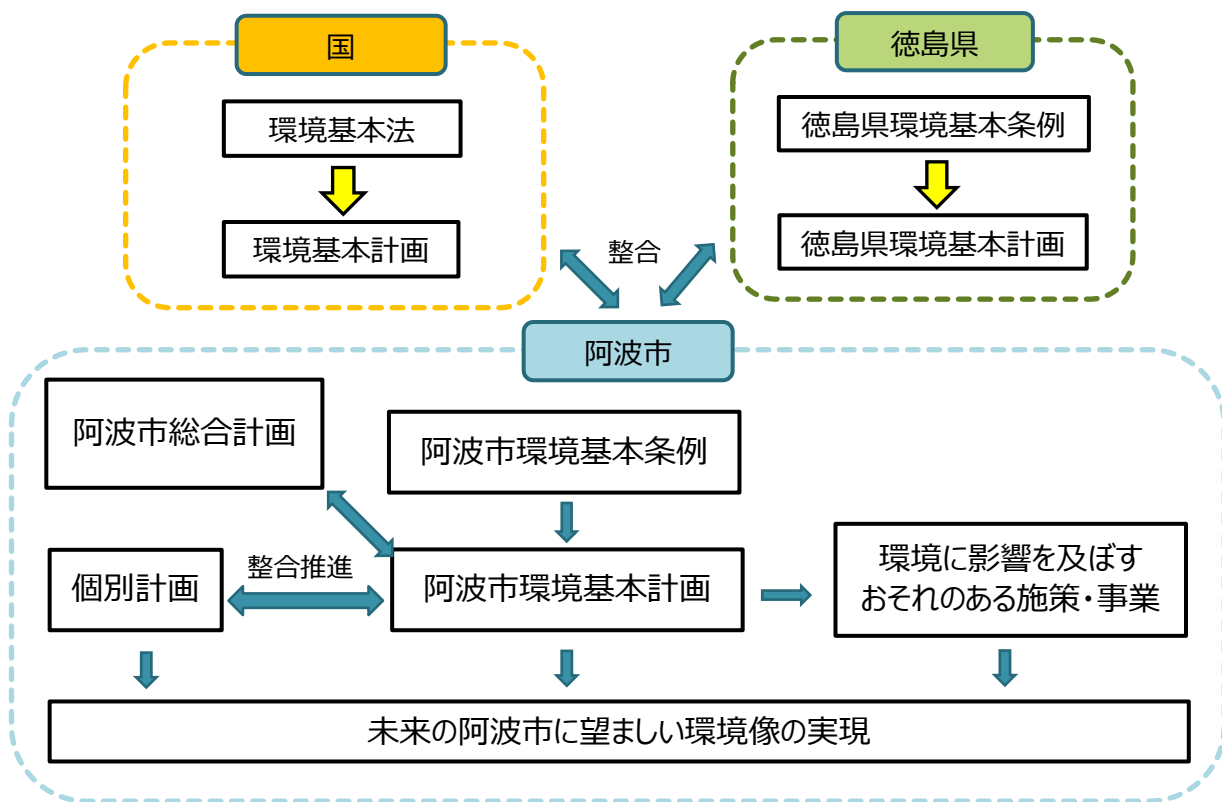
徳島県でも平成16年3月に「徳島県環境基本計画」をし、平成25年12月に「第2次徳島県環境基本計画」を策定しています。

本市の環境基本計画を策定するにあたっては、平成24年4月に閣議決定された国の第4次環境基本計画をはじめ、国及び徳島県などの関連計画、本市の上位計画である「阿波市総合計画」並びに本市の個別計画との整合を図り、阿波市環境基本条例第3条の規定に基づき策定し、本市の環境に関する総合的な計画とします。

(阿波市環境基本条例 抜粋)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な計画を策定し実施しなければならない。

- (1) 自然環境及び生活環境の保全に努めるとともに施設及び設備の整備を図ること。
- (2) 市民に対し、良好な生活環境を適正に保持するため環境保全に関する知識の普及高揚を図るとともに、市民の自主的活動の助長に努めること。



阿波市環境基本計画の位置づけ

3 計画の構成

第1章 計画策定の基本事項

計画の背景と目的、位置づけ、計画の期間、対象地域や対象とする環境の範囲などの基本的事項をとりまとめています。



第2章 環境の現状と課題

めざすべき環境像と3つの基本目標を掲げています。大切にしたい視点や環境目標なども整理しています。



第3章 計画の目標

市の概要をはじめ、分野別の環境の現状と課題や市民の環境に対する意識をとりまとめています。



第4章 基本施策

めざすべき環境像にもとづく3つの基本目標の実現に向けて展開する施策を示しています。



第5章 計画の推進

環境の保全と創造に関する取組を効果的かつ効率的に進めるための体制と進行管理の方法を整理します。

4 計画の期間

本計画期間は、2018（H30）年度を初年度とし、2027年度を目標年度とします。

なお、計画期間中においても、本市を取り巻く環境や社会情勢の動向を踏まえ、阿波市総合計画や他の関連計画との整合を図るため、必要に応じて随時見直しをするものとします。

計画の期間：2018（H30）年度～2027年度

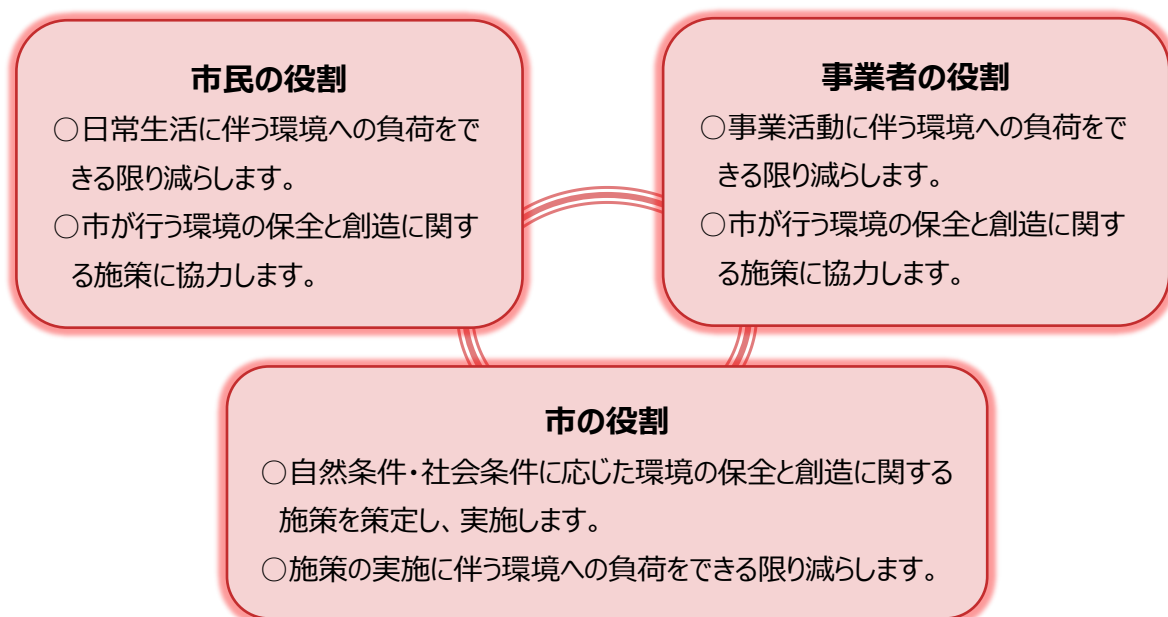
5 計画の対象地域

計画の対象地域は、阿波市全域（191.11 km²）とします。

また、市域外におよぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、大気、水質汚濁、土壌汚染をはじめ、地球環境に関わる問題など、広域的な取り組みを必要とする施策については、国・徳島県及び他の自治体と連携します。

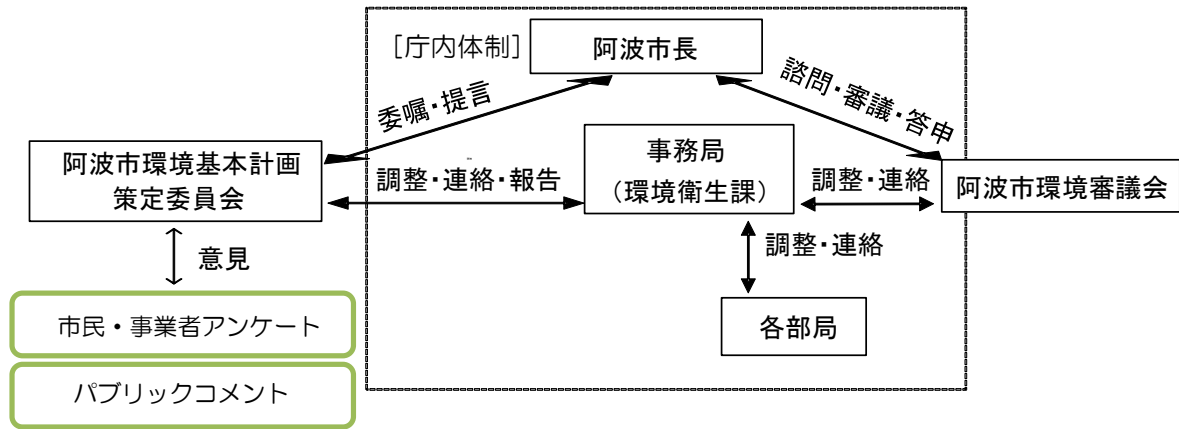
6 計画の主体と役割

本市における、今日の様々な環境問題を解決するためには、市民・事業者・市の各主体が共通認識と連携のもと、それぞれの立場で役割を分担して、自主的・積極的に行動、協働して取り組むことが必要となります。



7 計画策定の体制

次の体制により、計画策定に向けた検討等を行います。



8 計画の対象とする環境の範囲

本計画では、環境行政の究極目標である『持続可能な社会』を構成する「自然共生」、「安全安心・快適」、「資源循環」、「低炭素」と、次世代の育成を実現するための「共生・協働」の5つの環境分野とし、次の主要な要素を環境の範囲とします。

環境分野	環境の主要な要素
自然共生	森林、河川、動植物、自然景観・歴史文化遺産、農業環境
安全安心・快適	水質、大気、騒音・振動、公園・緑地
資源循環	ごみ・リサイクル、生活排水処理
低炭素	地球温暖化（脱炭素社会）、再生可能エネルギー
共生・協働	環境教育、環境保全活動、コミュニティづくり、エシカル普及活動